

宮城県松くい虫防除対策協議会会議録

- 日 時 令和6年11月20日（水）午後1時30分から午後2時30分まで
- 場 所 宮城県行政庁舎12階水産林政部会議室
- 出席者 別紙出席者名簿のとおり

1 開 会

司会

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、宮城県松くい虫防除対策協議会を開会いたします。

なお、協議事項については、いただいた御意見を踏まえまして、令和6年12月に開催予定の宮城県森林審議会に諮問いたします。

本日の協議会は宮城県情報公開条例第19条に基づき公開となっておりますことをお知らせいたします。

開会に当たりまして、本協議会の大内会長から御挨拶を頂きます。大内会長お願いいたします。

2 挨 拶

大内会長

本日は、お忙しい中、委員の皆様、お集まりいただき大変ありがとうございます。

本協議会は宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領に基づき、県内最大の森林病害虫である、松くい虫被害のまん延防止に向け、被害対策を適正かつ円滑に実施するために設置されているものであります。

本県の松くい虫被害の状況ですが、県によりますと、令和5年度の被害量は対前年度比93パーセントとなる8,493立方メートルに減少しているものと聞いております。一方で、今年の夏は、高温少雨であったことから、被害の増加が懸念されており、引き続き関係機関で連携した対応が必要と考えております。

本日の協議は、お手元の次第にありますとおり、3件について協議をしていただくことになっております。

松くい虫防除対策の更なる推進に向けて、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂きますようお願い申し上げ、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

司会

本日の出席者は、お手元に配付しております、出席者名簿のとおりです。本来であれば、お一人ずつ御紹介させていただくところですが、会議時間短縮のため省略とさせていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認：略)

(日程説明：略)

議事に先立ち、協議会の設置趣旨及び協議事項につきまして事務局から説明させていただきます。

事務局（木村技術主任主査）

(別添参考資料に基づいて説明)

司会

それでは議事に入りますが、議事の進行につきましては、宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領第5条の規定により、議長には会長が当たることとなっております。

大内会長よろしくお願ひいたします。

4 協議事項

大内会長

それでは議事を進行させていただきます。

早速ですが、協議事項に入りたいと思います。3つの協議事項のうち(1)宮城県防除実施基準の変更(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（佐藤班長）

森林整備課森林育成班班長の佐藤と申します。よろしくお願ひします。

早速、3の協議事項(1)宮城県防除実施基準の変更(案)についての御説明をさせていただきますが、まず、松くい虫被害の現状などを御理解いただくために、当県の松くい虫被害の現状について担当職員から説明させていただきます。

事務局（木村技術主任主査）

(別添参考資料に基づいて説明)

大内会長

ここまでで御質問や御意見がございましたらお願ひいたします。

ないようですので、引き続き説明をお願いいたします。

事務局（佐藤班長）

それでは、協議事項(1)宮城県防除実施基準の変更案について、御説明いたします。

(別添資料1に基づいて説明)

大内会長

事務局から説明がありましたが、御質問等がございましたらお願ひをいたします。

宮城県森林整備事業協同組合
守屋委員

今回の面積を決めたのは予算が理由か。資料1の写真に写っているような島は薬剤散布を実施しないのか。

事務局（木村技術主任主査）

島が散布エリアに入っていないのはカワウの被害に遭っている島であり、鳥害によって枯れているため、松くい虫防除は実施しないこととしています。今後、植栽等

を実施し景観の回復に努めてまいります。

宮城県森林整備事業協同組合
守屋委員

島も含めて実施した方が効率的な気がするのだが。

事務局（木村技術主任主査）

島に関しましても、今後、状況を見ながら必要であれば区域に指定することも検討していきたいと考えております。

大内会長

私はこの区域の防除を担当しているのですが、この写真の奥に見える島は松の木がほとんどなくて、白くなっていて、防除しても無駄じゃないかなと思っているんですが、どうでしょうか。

事務局（木村技術主任主査）

今後、植栽したものが成長して大きくなれば防除の必要があるかと思いますが、現段階では撒いても、確かに効果は得られないかと思えます。

大内会長

残っている木があるのならば、樹幹注入などの単木処理をするのを検討してはどうか。

宮城県森林整備事業協同組合
守屋委員

この島は松の木がほとんどないということか。

事務局（木村技術主任主査）

鳥害で枯れております。

宮城県森林整備事業協同組合
守屋委員

植林しないうちは防除してもしかたないということか。

事務局（木村技術主任主査）

はい。

大内会長
委員一同
大内会長

それ以外になにか御質問ございますか。

ありません。

それでは引き続き、協議事項の説明をお願いします。

事務局（佐藤班長）

それでは協議事項（２）高度公益機能森林の区域の指定（案）について、御説明いたします。

（別添資料２に基づいて説明）

大内会長

事務局から説明がありましたが、御質問等がございましたらお願いいたします。

宮城県森林整備事業協同組合 守屋委員	全て林小班に変わったということだが、仙台市の貞山堀より海側はこの区域にはならないのか。この区域にしてしまうと、仙台市の森林の分は一切入らないことになるのか。私は国有林でないと林班にならないと思っていたのだが。
事務局（木村技術主任主査）	今回、こちらの指定する林班については、仙台市の市有林も入っております。基本的に海岸林は当区域に含まれた状態になっております。
大内会長	高度公益機能森林と地区保全森林の話が出ていたが、もう一度わかりやすく説明してほしい。
事務局（木村技術主任主査）	海岸防災林に関しては全て高度公益機能森林に指定させていただいております。海岸防災林については、重点的に防除する必要がありますので、重要な区域として指定しております。
宮城県森林整備事業協同組合 守屋委員	荒浜小学校から野球場と海岸公園乗馬場まで指定しているということか。
事務局（木村技術主任主査）	そういうことになります。
竹内副会長	林班というのは県有林と市有林に番号を振っているのか。
事務局（木村技術主任主査）	国有林以外の民有林に林班が振られています。
大内会長	他に質問等ございますか。他に質問等がないようですので、協議事項（3）の令和7年度農林水産大臣命令の区域（案）についてに移らせていただきたいと思います。
事務局（佐藤班長）	それでは、協議事項（3）令和7年度農林水産大臣命令の区域（案）について御説明いたします。（別添資料3に基づいて説明）
大内会長	ただいま、農林水産大臣命令の区域案について説明いただきましたが、これについて、区域に変更はないのですが、国の直轄事業として実施するというような形になっております。元は岩手県にうつさないようにと国が県に守りましょうということで始まった補助金みたいで、林野庁の方から毎年これで承認してよろしいか、それでやってくださいというものでしたから、変更無しでも協議にかけさせていただくことになっております。御意見御質問等ございましたらよろしく申し上げます。

<p>宮城県森林整備事業協同組合 守屋委員 事務局（木村技術主任主査）</p>	<p>これは令和7年度だけの事業になるのか。</p> <p>これは毎年要望しているものになります。この区域に指定された箇所については、伐倒駆除、樹幹注入を実施しております。</p>
<p>宮城県森林整備事業協同組合 守屋委員</p>	<p>国際ビジネス推進室から、毎年、丸太の輸出をできないかとお願いされていて、輸出できる港が気仙沼しかない。南の方からうちでいうと、県南地域から持って行く と横持ちだけで船賃よりも高くなってしまいます。もしやれるとしたら、本吉町森林組合や宮十がやれることになると思うのですが、中国側の了解を得られれば、くん蒸した丸太を中国に輸出するのはどうだろうか。</p>
<p>事務局（木村技術主任主査）</p>	<p>国の方から命令という形で防除を実施しなければいけないものになっていて、基本的に松くい虫の処理で一番最初にやらなければいけないのが、伐ったらすぐに搬出して、破碎や焼却しなければいけないことになっている。</p>
<p>宮城県森林整備事業協同組合 守屋委員</p>	<p>くん蒸処理もある。気仙沼の横冷のところは、くん蒸処理もしやすいですし、やってみてはどうか。</p>
<p>事務局（木村技術主任主査）</p>	<p>実情を申し上げますと、くん蒸処理の場合はその場で実施することになっておりまして、それを伐って運んでいる間に羽化脱出すると問題になるということで、基本は玉切りして現地に残置してもらおう。</p>
<p>宮城県森林整備事業協同組合 守屋委員</p>	<p>くん蒸が終わったものを運び出すのはかまわないか。</p>
<p>事務局（木村技術主任主査）</p>	<p>搬出自体はできますが、丸太のままではなく、基本的に破碎処理等を実施していただきたい。</p>
<p>大内会長</p>	<p>それでは、全体についてよろしいですかね。ただいまの三件の原案に対して皆様異議なしという形でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>大内会長</p>	<p>異議なしということでしたので、以上をもちまして協議事項については終了といたします。大変ありがとうございました。</p>

5 情報提供

司会

本日可決されました協議事項につきましては、いただいた御意見を踏まえまして、令和6年12月に開催予定の宮城県森林審議会に諮問いたします。

続きまして、4の情報提供に移ります。

(1)「松くい虫被害とその対策について」、また、(2)「森林病害虫等防除実証事業(海岸防災林)の概要について」を一括して事務局から説明させていただきます。

事務局(木村技術主任主査)

(別添資料3に基づいて説明)

司会

それではただいまの説明に対しまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

その他になにか御質問等ある方はいらっしゃいますか。

質問等がなければ、次第の5その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

6 閉会

司会

特にないということですので、以上をもちまして宮城県松くい虫防除対策協議会の一切を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。